

# 課税明細書の見方【家屋の場合】

\*毎年1月1日（賦課期日）現在の所有者に対し 当該年度分の固定資産税が課税されます。

種類		所在地		家屋番号		床面積	
評価額	固定課税標準額	固定税相当額(A)	都計課税標準額	都計税相当額(B)	軽減税額(C)	税相当額(A+B-C)	
恵庭市〇町〇丁目〇〇番地〇		〇〇-〇		11427			
居室	木造	H27	新築住宅軽減 適用期間3年 (1/2)	H30			
5346467	5346467	(A) 74850	5346467	(B) 16039	(C) 37425	(A+B-C) 53464	
		×1.4%		×0.3%			

今年度の評価額です。

特例措置など適用される場合に印字されます。

【新築住宅軽減制度について】  
一定の要件を満たす新築の住宅に対しては3年間（もしくは5年間）の固定資産税の減額措置が設けられています。  
※要件や減額される期間について、詳しくは課税明細書の裏面に記載されています。

C 特例措置が適用になっている場合に印字されます。  
この例では  
今年度は37,425円が軽減税額となります。  
特例終了年であるH30年度までが軽減の対象です。

この家屋にかかる今年度の税相当額です。  
この例では  
74,850+16,039-37,425=53,464円となります。

税相当額の合計と納税通知書の納税額は端数の関係で一致しません。

課税年度の1月1日に所有されている家屋が課税の対象となります。  
例) H30年中に新築された家屋 → H31年度より課税対象  
H30年中に取り壊された家屋 → H30年度まで課税対象

○その他  
・分譲マンション等の区分所有家屋の表示について  
家屋の課税床面積及び評価額は「(専有部分) + (共有部分×持分割合)」で表示しています。